

長期優良住宅化リフォーム推進事業

事業の概要と基準を満たす住宅の例

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の整備を図るため、

- ① 工事前のインスペクションの実施
- ② 一定の性能を満たすリフォーム工事
- ③ リフォーム履歴と維持保全計画の作成

を行う事業を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです

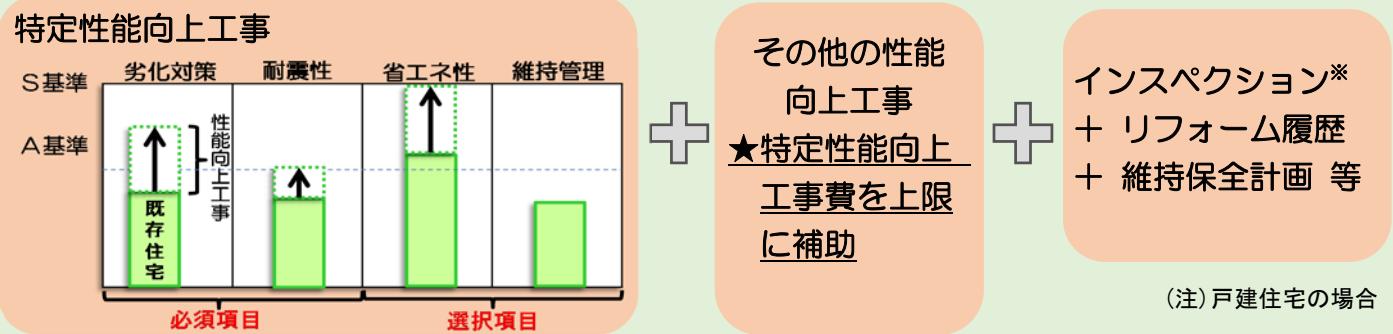
◆どんな住宅が対象になるの？

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の戸建住宅、共同住宅いずれも対象となります。事務所や店舗などは住宅以外の建物は対象外です。

◆どのような工事が対象になるの？

劣化対策や耐震性、省エネ対策などすべての住宅の性能を一定の基準まで向上させる工事が対象となります。また、これらの性能向上工事と一体的に行われる他の工事も、一定の範囲で対象となります。なお、劣化対策と耐震性はリフォーム工事後にA基準を満たしていることが要件となります。

＜補助対象工事のイメージ＞



※平成26年度補正予算以降、インスペクション実施者の要件を原則として「インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または建築施工管理技士」としています。インスペクター講習団体リストは下記をご参照ください。

http://h27.choki-reform.com/guest_inspector/inspector_list.html

◆どれくらい補助金が出るの？

●補助率：1 / 3

●補助限度額：100万円 / 戸又は200万円 / 戸※

※補助上限額を200万円 / 戸とするには工事後の水準が全てS基準を満たすことが必要です。

◆誰が申し込むの？

リフォーム工事の施工業者又は発注者のいずれかです

- 施工業者による申請を行う場合、個社又はグループ申請のいずれかを選択できます。
- 買取再販を行うような宅建業者による申請も可能です。
- 申請には少なくとも1件以上の具体的な物件が含まれている必要があります。

① 施工業者申請タイプ



② 発注者申請タイプ



基準を満たす住宅の例（木造戸建住宅）

以下は評価基準のA基準を満たす木造戸建住宅の例です。以下を満たすための工事は特定性能向上工事とすることが可能です。

※以下は例であり、本事業実施に当たっては必ず下記のURLより閲覧可能な評価基準を参照下さい。

http://h27.choki-reform.com/guest_koubo/val_basis.html

省エネルギー対策

省エネルギー対策等級3（平成4年基準）に適合 等

維持管理・更新の容易性

専用配管の構造

排水管の内面が平滑（蛇腹管を用いていない等）で清掃可能
+配管がコンクリート内に埋め込まれていない
+地中埋設管の上にコンクリートが打設されていない 等

基礎

基礎高さ 300mm 以上
+人工芝、砂利等の敷設
+維持保全の強化 等

床下・小屋裏の点検

床下・小屋裏の区画毎に点検口の設置 等

劣化対策

A基準以上必須

外壁の軸組等

通気構造 等

小屋裏

軒裏又は小屋裏の壁 2 箇所以上に換気口
+維持保全の強化+野地板が乾燥状態 等

浴室及び脱衣室

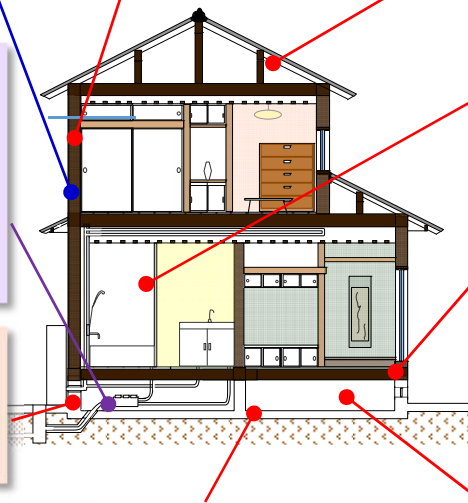
浴室がユニットバス（JIS A4416 の製品）
+脱衣室が防水上有効な仕上げ（壁：ビニルクロス、床：塩ビシート） 等

土台

可能な範囲で防腐防蟻処理
+維持保全の強化 等

床下

床下が厚さ 60mm 以上のコンクリートに覆われている
+5m 以下毎に 300cm² 以上の床下換気口
+維持保全の強化 等



地盤

地盤がべた基礎で覆われている 等

耐震性

A基準以上必須

住宅の着工時期が昭和 56 年 6 月以降であり、耐震性に影響のある増改築が行われていない
または、耐震診断を行い、 $lw \geq 1.0$ 等

その他性能向上工事の例

特定性能向上工事に対する補助額を上限に、下記の工事を補助対象とすることが可能

- ・外壁・屋根の改修
- ・住宅内部のバリアフリー化
- ・高断熱浴槽、節水型便器（JIS A 5207「節水Ⅱ形大便器」）への交換
- ・インスペクションにより指摘された部位の補修工事（基礎のクラック補修） 等

【連絡先】

提案方法、期間等は長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局のホームページで公表します。

- ・事務局ホームページ http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- ・問合せ先 03-5805-0522